

○厚生労働省令第四十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十八条第六項、第四十条第二項、第四十三条第九項、第四十八条第四項及び第九項、第七十八条第一項、第七十九条第一項、第八十一条第二項、第八十一条の二並びに第八十四条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月五日

厚生労働大臣 根本 匠

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和三十五年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 障害者就業・生活支援センター(第四条の六―<u>第四条の十一</u>)</p> <p>第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>第一節 対象障害者の雇用義務等(第四条の十二―<u>第十四条</u>)</p> <p>第二節・第五節 (略)</p> <p>第四章・第五章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>(知的障害者)</p> <p>第一条の二 法第二条第四号の厚生労働省令で定める知的障害がある者(以下「知的障害者」という。)は、児童相談所、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。)<u>第六条</u>第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第十九条の障害者職業センター(次条及び<u>第四条の十五</u>第二号において「知的障害者判定機関」という。)により知的障害があると判定された者とする。</p> <p>(削る)</p> <p>第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 職業リハビリテーションの推進</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 障害者就業・生活支援センター(第四条の六―<u>第四条の十三</u>)</p> <p>第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p> <p>第一節 対象障害者の雇用義務等(第四条の十四―<u>第十四条</u>)</p> <p>第二節・第五節 (略)</p> <p>第四章・第五章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>(知的障害者)</p> <p>第一条の二 法第二条第四号の厚生労働省令で定める知的障害がある者(以下「知的障害者」という。)は、児童相談所、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。)<u>第六条</u>第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第十九条の障害者職業センター(次条において「知的障害者判定機関」という。)により知的障害があると判定された者とする。</p> <p>第四条の十二及び<u>第四条の十三</u> 削除</p> <p>第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等</p>

第一節 対象障害者の雇用義務等

第四条の十二～第四条の十四 (略)

(法第三十八条第六項及び第四十三条第九項の厚生労働省令で定める書類)

第四条の十五 法第三十八条第六項及び第四十三条第九項の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める書類又はその写しとする。

一 身体障害者 次に掲げる書類のうちいずれかの書類

イ 身体障害者手帳

ロ 身体障害者福祉法第十五条の規定により都道府県知事の定める医師、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)

第十三条に規定する産業医又は人事院規則一〇一四(職員の保健及び安全保持)第九条第一項に規定する健康管理医その

他これに準ずる者が作成した診断書又は意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウ

イルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、身体障害者福祉法第十五条の規定により都道府県知事の定める医師

が作成した診断書又は意見書に限る。)

二 知的障害者 知的障害者判定機関が交付した判定書その他これに準ずる書類

三 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳

(国及び地方公共団体の任命権者が公表する事項等)

第四条の十六 法第四十条第二項の規定による公表は、同条第一項の規定により通報した全ての事項に係る内容を公表することにより行うものとする。ただし、やむを得ない場合には、当該内容に代えて、公表をしない旨及びその理由を公表することができる。

2 国及び地方公共団体の任命権者は、前項に定める事項及び理由を公表するに当たっては、公表した日を明らかにして、インター

第一節 対象障害者の雇用義務等

第四条の十四～第四条の十六 (略)

(新設)

(新設)

ネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(法第四十八条第四項及び第九項の厚生労働省令で定める書類)
第十一条の二 第四条の十五(第一号に係る部分に限る。)の規定は、法第四十八条第四項及び第九項の厚生労働省令で定める書類について準用する。

(特定身体障害者雇用率)

第十二条 法第四十八条第六項の厚生労働省令で定める特定身体障害者雇用率は、令第十一条に定める特定職種(次条及び第十四条において「特定職種」という。)について、百分の七十とする。

(法第四十八条第七項の厚生労働省令で定める数)

第十三条 法第四十八条第七項の厚生労働省令で定める数は、特定職種について、五人とする。

(特定身体障害者の雇入れに関する計画)

第十四条 第九条から第十一条までの規定は、法第四十八条第七項の特定身体障害者の雇入れに関する計画について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者(法第四十三条第三項に規定する短時間労働者を除く。以下この項において同じ。)」と、「対象障害者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、同項第三号中「対象障害者である」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者である」と、「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者の数」と、同項第四号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と読み替えるものとする。

(新設)

(特定身体障害者雇用率)

第十二条 法第四十八条第四項の厚生労働省令で定める特定身体障害者雇用率は、令第十一条に定める特定職種(次条及び第十四条において「特定職種」という。)について、百分の七十とする。

(法第四十八条第五項の厚生労働省令で定める数)

第十三条 法第四十八条第五項の厚生労働省令で定める数は、特定職種について、五人とする。

(特定身体障害者の雇入れに関する計画)

第十四条 第九条から第十一条までの規定は、法第四十八条第五項の特定身体障害者の雇入れに関する計画について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者(法第四十三条第三項に規定する短時間労働者を除く。以下この項において同じ。)」と、「対象障害者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、同項第三号中「対象障害者である」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者である」と、「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者の数」と、同項第四号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と読み替えるものとする。

(障害者雇用推進者の選任)

第三十七条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。第四十条第二項及び第三項において同じ。）は、法第七十八条第一項各号に掲げる業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を障害者雇用推進者として選任するものとする。

2 前項の規定は、法第七十八条第二項の規定による事業主における障害者雇用推進者の選任について準用する。この場合において、「法第七十八条第一項各号」とあるのは「法第七十八条第二項各号」と読み替えるものとする。

(法第七十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める数等)
第三十八条 法第七十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める数は、五人とする。

2 (略)

(法第七十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める資格)

第三十九条 法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 四 (略)

五 前各号に掲げる者に準ずる者

2 前項の規定は、法第七十九条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。

(障害者職業生活相談員の選任)

第四十条 法第七十九条第一項及び第二項の規定による障害者職業生活相談員の選任は、障害者職業生活相談員を選任すべき事由が発生した日から三月以内に行わなければならない。

2 国及び地方公共団体の任命権者並びに事業主は、障害者職業生

(障害者雇用推進者の選任)

第三十七条 事業主は、法第七十八条第一項各号に掲げる業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を障害者雇用推進者として選任するものとする。

(新設)

(法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める数等)

第三十八条 法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める数は、五人とする。

2 (略)

(法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者)

第三十九条 法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 四 (略)

(新設)

(新設)

(障害者職業生活相談員の選任)

第四十条 法第七十九条第一項の規定による障害者職業生活相談員の選任は、障害者職業生活相談員を選任すべき事由が発生した日から三月以内に行わなければならない。

2 事業主は、障害者職業生活相談員を選任したときは、遅滞なく

活相談員を選任したときは、遅滞なく、次の事項を記載した届書を、次項に定める者に提出するものとする。

- 一 障害者職業生活相談員の氏名
- 二 障害者職業生活相談員として選任するために必要な資格を有することを明らかにする事実
- 三 当該事業所の職員又は労働者の総数及び当該職員又は労働者のうちの法第七十九条第一項に規定する障害者（次条及び第四十二条第一項において「障害者」という。）の数

3 前項の届出は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める者に提出するものとする。

- 一 国及び都道府県の任命権者 厚生労働大臣
- 二 市町村及び第四条の十二に規定する特別地方公共団体（第四十六条第一項において「市町村等」という。）の任命権者 当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長
- 三 事業主 当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長

（解雇の届出等）

第四十二条 事業主は、障害者である労働者を解雇する場合には、速やかに、次の事項を記載した届書を、当該障害者である労働者の雇用に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

- 一 解雇する障害者である労働者の氏名、性別、年齢及び住所
- 二 解雇する障害者である労働者が従事していた職種
- 三 解雇の年月日及び理由

2 前項の規定は、法第八十一条第二項の国及び地方公共団体の任命権者による免職の届出について準用する。

、次の事項を記載した届書を当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。）の長に提出するものとする。

- 一 障害者職業生活相談員の氏名
- 二 障害者職業生活相談員として選任するために必要な資格を有することを明らかにする事実
- 三 当該事業所の労働者の総数並びに当該労働者のうちの法第七十九条第一項に規定する障害者（次条及び第四十二条において「障害者」という。）の数

（新設）

（解雇の届出）

第四十二条 事業主は、障害者である労働者を解雇する場合には、速やかに、次の事項を記載した届書を、当該障害者である労働者の雇用に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。）の長に提出しなければならない。

- 一 解雇する障害者である労働者の氏名、性別、年齢及び住所
- 二 解雇する障害者である労働者が従事していた職種
- 三 解雇の年月日及び理由

（新設）

(書類の保存)

第四十三条 法第八十一条の二の規定による書類の保存は、事業所ごとに行わなければならない。

2 法第八十一条の二の書類の保存期間は、当該対象障害者である労働者の死亡、退職又は解雇の日から三年間とする。

3 法第八十一条の二の厚生労働省令で定めるものは、各事業所ごとに、当該事業所において雇用する対象障害者である労働者に係る第四条の十五各号に掲げる書類の写し(その保存に代えて電磁的記録の保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)とする。

(報告)

第四十四条 法第八十二条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による報告の命令は、文書によつて行うものとする。

(立入検査のための身分証明書)

第四十五条 法第八十二条第三項の証明書は、厚生労働大臣の定める様式によるものとする。

(権限の委任)

第四十六条 法第三十八条第七項、第三十九条(法第四十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十条第一項及び第四十条第五項に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村等の任命権者に係るもの、法第四十二条に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村等の任命権者に係るもの及び法第四十二条の認定に係る

(報告)

第四十三条 法第八十二条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による報告の命令は、文書によつて行うものとする。

(立入検査のための身分証明書)

第四十四条 法第八十二条第三項の証明書は、厚生労働大臣の定める様式によるものとする。

(書類の備付け及び保管)

第四十五条 事業主は、各事業所ごとに、当該事業所において雇用する対象障害者である労働者について、医師の診断書その他その者が対象障害者であることを明らかにすることができる書類を備え付けるものとする。

2 事業主は、前項の書類を当該対象障害者である労働者の死亡、退職又は解雇の日から三年間保存するものとする。

(権限の委任)

第四十六条 法第三十九条(法第四十八条第二項において準用する場合を含む。)、及び第四十条に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村及び第四条の十四に規定する特別地方公共団体(以下この項において「市町村等」という。)の任命権者に係るもの、法第四十二条に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村等の任命権

ものは、都道府県労働局長に委任する。

2 法第三十六条の六、第四十四条第一項及び第四項（法第四十五条第三項及び第四十五条の二第七項において準用する場合を含む。）。、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十五条の三第一項及び第七項、第四十六条第一項、第五項（法第四十八条第十項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第四十八条第七項に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第二項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るものは、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3・4（略）

附則

第四条 法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数は、第四条の十三の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者については、一人とする。

一・二（略）

第五条 前条の規定は、令和五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。

第七条 前条の規定は、令和五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。

者に係るもの及び法第四十二条の認定に係るものは、都道府県労働局長に委任する。

2 法第三十六条の六、第四十四条第一項及び第四項（法第四十五条第三項及び第四十五条の二第七項において準用する場合を含む。）。、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十五条の三第一項及び第七項、第四十六条第一項、第五項（法第四十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第四十八条第五項に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第二項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るものは、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3・4（略）

附則

第四条 法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数は、第四条の十五の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者については、一人とする。

一・二（略）

第五条 前条の規定は、平成三十五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。

第七条 前条の規定は、平成三十五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月六日）から施行する。

(準備行為)

第二条 この省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十七条第一項に規定する障害者雇用推進者の選任及び第四十条第一項に規定する障害者職業生活相談員の選任は、この省令の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格に関する暫定措置)

第三条 改正法による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律第七十九条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する職員は、令和三年三月三十一日までの間はこの省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十九条第一項に定める者のほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後二年以上、雇用管理その他の労務に関する事項（以下この条において「労務に関する事項」という。）についての実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後三年以上、労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの

三 前二号に掲げる者以外の者で、四年以上、労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技

術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

